

大磯町児童生徒就学援助費交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、学校教育法（昭和22年法律第26号）第19条及び第49条の規定に基づき、経済的な理由により就学困難な学齢児童又は学齢生徒（以下「児童生徒」という。）の保護者に対して児童生徒就学援助費（以下「援助費」という。）を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

(資格)

第2条 援助費の交付を受けることができる者（以下「対象者」という。）は、大磯町立の小学校若しくは中学校に在籍する児童生徒の保護者又は大磯町内に在住し、かつ、神奈川県立中等教育学校（前期課程に限る。）に在学する生徒の保護者で、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第2項の要保護者（以下単に「要保護者」という。）
- (2) 要保護者に準ずる程度に生活が困窮していると認められる者で、教育長が別に定める認定基準に該当するもの（以下「準要保護者」という。）

(援助費等の内容)

第3条 援助費の種類、金額及び交付時期並びに当該種類に応じた対象者は、教育長が別に定める。

(交付の申請)

第4条 援助費の交付を受けようとする者は、大磯町児童生徒就学援助費交付申請書（第1号様式）により町長に申請するものとする。ただし、要保護者である保護者にあつては、この限りでない。

(交付の決定)

第5条 町長は、要保護者である保護者に係る援助費の交付を平塚保健福祉事務所又は福祉所管課の協力を得て調査した上で決定するものとし、その結果を大磯町児童生徒就学援助費交付決定通知書（第2号様式）により当該保護者に通知するものとする。

2 町長は、前条の規定による申請を受けたときは、その内容及び第2条に規定する資格を確認し、必要に応じ第2条に規定する学校（以下単に「学校」という。）の長の意見及び民生委員の所見を聴取した上で援助費の交付の要否を決定するものとする。

3 町長は、前項の規定により援助費の交付の要否を決定したときは、その結果を大磯町児童生徒就学援助費交付決定（却下）通知書（第3号様式）により申請者に通知するものとする。

(交付の方法)

第6条 町長は、前条第1項又は第2項の規定により援助費の交付を決定したときは、原

則として口座振替の方法により当該保護者に援助費を交付するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に定める手続により交付することができるものとする。

- (1) 当該保護者が学校に納付すべき教材費、給食費、校外活動費又は修学旅行費を滞納しているとき 学校の長からの請求により、その滞納額に相当する額を直接学校に支払う。
- (2) 援助費が医療費に係るものであるとき 当該治療を行った医療機関に対し、直接要した費用又は一部負担すべき金額を支払う。

(経費の報告)

第7条 町長は、医療費その他別に定めるものに係る援助費について、必要に応じ経費等に関する調書の提出を学校の長に求めることができる。

(交付の中止又は変更)

第8条 町長は、援助費の交付を受ける者（以下「受給者」という。）が、次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に定める手続を執るとともに、大磯町児童生徒就学援助費交付（中止・変更）通知書（第4号様式）により受給者に通知するものとする。

- (1) 要保護者又は準要保護者の資格を欠くに至ったとき 当該日以後における援助費の交付を中止する。
- (2) 準要保護者が要保護者となったとき 当該日の属する月の初日から援助費の交付の内容を変更する。
- (3) 要保護者が準要保護者となったとき 当該日の属する月の翌月から援助の内容を変更する。

(返還)

第9条 町長は、受給者が次の各号のいずれかに該当するときは、援助費の交付の決定を取り消し、又は既に交付した援助費の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

- (1) 偽りその他不正の行為により援助費の交付を受けたとき。
- (2) 援助費の交付に当たり町長が付する条件に違反し、又は援助費をその目的以外のことに使用したとき。

(届出)

第10条 受給者は、第4条の規定による申請に係る事項に変更が生じたときは、速やかに町長に届け出なければならない。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、援助費に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、公表の日から施行し、平成27年4月1日以降に実施した事業について適用する。

第1号様式(第4条関係)

大磯町児童生徒就学援助費交付申請書

大磯町長 殿	平成 年 月 日			
申請者住所 (保護者) 氏名 () 電話 ()	⑥			
交付を受けたいので次のとおり申請します。 学校名(平成28年4月の学校・学年を記入) 学校 児童生徒名				
世帯の状況(生計を共にする方について記入)				
氏名	生年月日(満年齢)	性別	マイナンバー (所得がある方のみ記載)	職業又は 在学学校・学年
世帯主	年 月 日			
1	(才)			
2	年 月 日			
	(才)			
3	年 月 日			
	(才)			
4	年 月 日			
	(才)			
5	年 月 日			
	(才)			
6	年 月 日			
	(才)			
7	年 月 日			
	(才)			
8	年 月 日			
	(才)			
申請理由(前年度又は本年度の状況で該当するものがあれば、番号に○をつけてください)				
1. 生活保護が停止又は廃止(平成 年 月 日)になった。				
2. ①町民税が非課税又は減免 ②固定資産税の減免 ③個人事業税の減免を受けた				
3. 国民年金の掛金又は健康保険税の減免を受けた。				
4. 児童扶養手当の支給[受給番号]を受けた。 ※「児童手当」とは違います。				
5. 生活福祉資金の貸付を受けた。				
1～5に該当しないが経済的に児童生徒の就学が困難となる理由があるとき(理由を具体的に記入してください)				
住居の状態(該当する番号に○をつけ、金額を記入してください)		今までの受給状況(該当する番号に○をつけてください)		
1. 持家		就学援助を 1. 受給中 2. 過去に受給していた		
2. 借家・アパート(家賃月額 円)		3. 受給していない		
3. 公営住宅(家賃月額 円)		収入の状況(年金、手当、仕送り収入等の年額)		
4. その他(家賃月額 円)		(内容)		
認定された場合の就学援助費の振込先 [金融機関名]		銀行・信用金庫 信用組合・農協		
[口座名義人(保護者)] ※カタカナで記		[預金種別] (○をつける)		
		普通・当座		
		[口座番号]		
直接納付についての同意書 ※必ず記入してください。				
学校に納付する教材費、給食費、校外活動費又は修学旅行費に未納がある場合には、就学援助費を 学校長に直接納付することに同意します。				
申請者(保護者)氏名 ⑥				

収入を証明する書類をここに添付してください。

学校確認欄	⑥		
学校名			
学校長名			
生活扶助第1類	需 要 額	額	G F×12(月)×1.3
	A 生活扶助(第1類)	D 教育扶助	
	B 生活扶助(第2類)	E 住宅扶助	収入認定額との比較
	C 期末一時扶助	F 需要額 (A～Eの合計)	G H
			決定
			可(認定)
			不可(却下)
世帯の収入認定額		額	
総所得金額	円	控除計	円
非課税所得金額		収入認定額(a-b)	H
所得計	a	特記事項	
社会保険料			
所得税			
勤労控除			
所得判定についての同意書 就学援助費認定にあたり、世帯の所得判定のため、私及び私と同一世帯人(同居者含む)の町県民税 課税台帳を閲覧することに同意します。			
		申請者(保護者)氏名 ⑥	

《申請書の記載についての注意事項》

- ★ 太枠内だけを記入・押印をして学校へ提出してください。
- ★ この申請書に申請理由を証明する書類、給与の源泉徴収票、所得税の確定申告書の写し、給与支払明細書等の収入を証明する書類を添えて提出してください。収入証明書類は、収入がある方全員のものが必要です。
- ★ この申請書は、兄弟姉妹が小・中学校に在籍している場合には、それぞれの学校へ提出してください。証明書類は、兄または姉の申請書に添付してください。